

第 59 回

定 時 株 主 総 会

招 集 ご 通 知

開 催 情 報

日 時

2023年5月30日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

目 次

招集ご通知	4
株主総会参考書類	6
事業報告	19
計算書類	36
監査報告	40

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2023年5月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

（2021年10月以降、普通郵便の配達日の繰下げが行われており、以前に比べ数日到着が遅くなっております。お早めにご返送いただきますようお願い申し上げます。）

行使期限 2023年5月29日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年5月29日（月曜日）午後5時30分まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び
「仮パスワード」の入力が不要になりました！

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

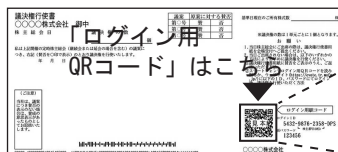
議決権行使期限 2023年5月29日（月曜日）午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

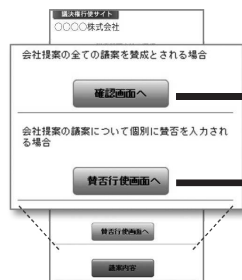


議決権行使書副票（右側）

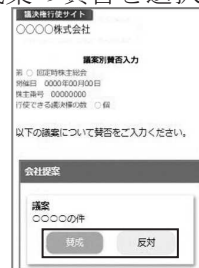
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



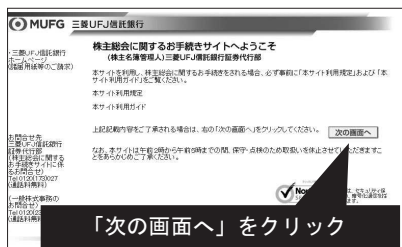
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

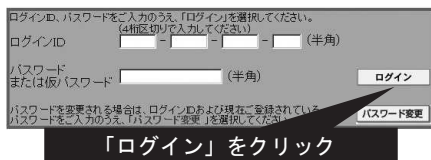


ログインID・仮パスワードを入力する方法

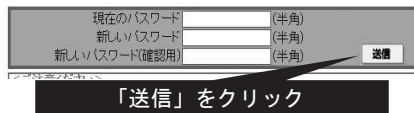
1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログイン
ID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード（確認用）」
の両方を入力



以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部



0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

(証券コード 6312)

2023年5月15日

(電子提供措置の開始日2023年5月9日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目25番13号

フロイント産業株式会社

代表取締役社長 伏 島 巖

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第59回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.freund.co.jp/ir/library/shareholders/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスし、銘柄名（フロイント産業）又は証券コード（6312）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使等についてのご案内」（1頁～3頁）に従い、2023年5月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月30日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
〔報告事項〕
 1. 第59期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
〔決議事項〕
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
ご送付いただいた議決権行使書の議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主価値の極大化を経営の最重要課題と位置付けており、その成果については、事業環境の変化に対し機動的かつ適切に対処できるよう企業体質の強化を図りつつ、株主の皆様への利益配分を図りたいと考えております。

利益の配当につきましては、業績に応じた成果配分を行うことを基本として年間の連結配当性向30%を目標とし、経営基盤の強化や将来の事業拡大を見据えた内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、継続して安定配当を行う方針であります。

当連結会計年度の配当につきましては、前期対比利益水準は低下しておりますが、継続して安定配当を行う方針から、前期と同額の1株当たり20円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、334,890,400円になります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月31日といたしたいと存じます。


第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員の、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	 <p>伏 島 巖 （1969年12月13日生）</p>	<p>1997年11月 当社入社 2008年5月 当社取締役 2010年3月 当社常務取締役 2012年3月 当社代表取締役社長（現在に至る） 2012年9月 フロイント化成㈱代表取締役社長 2013年3月 FREUND-VECTOR CORPORATION Chairman and CEO 2014年4月 フロイント・ターボ㈱代表取締役会長 （現在に至る） 2020年11月 Cos.Mec S.r.l. Director（現在に至る） 2023年4月 FREUND-VECTOR CORPORATION Chairman（現在に至る）</p>	288,800株
2	 <p>若 井 正 雄 （1954年7月29日生）</p>	<p>1977年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 1996年1月 同行米国Fuji Securities Inc. 副社長 2003年5月 ライオン㈱ 経理部財務担当部長 2006年4月 同社IR室長 2007年5月 シミック㈱（現シミックホールディングス㈱） 取締役・執行役員経営統括部長 2013年5月 デクセリアルズ㈱ 人事・総務・広報・知財 担当執行役員 2016年1月 当社入社 事業推進部長 2017年3月 当社海外営業本部副本部長 2019年9月 当社執行役員経営企画部長 2019年9月 フロイント・ターボ㈱ 取締役 （現在に至る） 2020年4月 FREUND-VECTOR CORPORATION Director （現在に至る） 2020年5月 当社取締役 経営企画本部長 2020年11月 Cos.Mec S.r.l. Director（現在に至る） 2021年5月 当社常務取締役 経営企画本部長 2023年3月 当社取締役 CFO、管理本部長、品質保証本部 管掌（現在に至る）</p>	12,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	 <p>ほんだとしあき 本田 稔 昭 (1974年8月19日生)</p>	<p>1997年4月 当社入社 1997年4月 当社入社 2014年3月 当社機械本部営業部長 2017年3月 当社国内営業本部長 2019年9月 当社執行役員カスタマー事業本部長 2021年4月 フロイント・ターボ(株) 取締役 (現在に至る) 2021年5月 当社取締役 2023年3月 当社取締役 機械事業本部、化成品事業本部管掌、浜松テクニカルセンター管掌 (現在に至る)</p>	15,100株
*4	 <p>もりぐちとしふみ 守口 壽 文 (1958年1月4日生)</p>	<p>1985年4月 吉富製薬(株)入社 2007年10月 田辺三菱製薬(株) 製薬本部施設技術部長 2011年6月 田辺三菱製薬工場(株) 取締役吉富工場長 2013年6月 同社取締役副社長 2017年9月 (株)BIKEN 取締役経営管理部長 2019年6月 当社入社 化成品本部長付、生産企画担当 2019年9月 当社執行役員 生産事業本部長 2023年3月 当社執行役員 化成品事業本部長 (現在に至る)</p>	10,000株
5	 <p>たなかひさし 田中 尚 (1955年1月13日生)</p>	<p>1984年4月 エーザイ(株)入社 2008年6月 同社常務執行役臨床研究センター長 2009年8月 イービーエス(株) (現EPSホールディングス(株)) 入社 2018年10月 EPSホールディングス(株) 代表取締役社長 代表執行役員社長 2019年10月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2020年10月 同社副会長執行役員 イービーエス(株) 取締役会長 EPSインターナショナル(株) 取締役会長 会長執行役員 2021年5月 当社取締役 (現在に至る) 2021年10月 EPSホールディングス(株) 特別顧問 (現在に至る)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
* 6	 <p>く め りゅう いち 久米龍一 (1956年11月8日生)</p>	<p>1981年4月 塩野義製薬㈱入社 2006年4月 同社常務執行役員製造本部長兼 生産技術研究所長 2017年4月 同社上席執行役員医薬事業本部長 2018年4月 同社上席執行役員CMC研究本部長 2019年4月 シオノギファーマ㈱ 代表取締役社長 2022年6月 ㈱廣貫堂 社外取締役(現在に至る) 2022年7月 シオノギファーマ㈱ 取締役会長 (現在に至る)</p>	一株


- (注) 1. 取締役候補者伏島巖氏は、FREUND-VECTOR CORPORATIONのChairmanを兼務しており、当社と同社の間には、売買取引関係があります。また、フロイント・ターボ㈱の代表取締役会長も兼務しており、当社と同社の間には、売買取引関係があります。その他の兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. *印は、新任取締役候補者であります。
4. 候補者田中尚氏及び久米龍一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は田中尚氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
田中尚氏は、製薬業界における研究・開発・グローバル開発といった豊富な経験と幅広い見識を有する経営者であり、当社の経営を監督していただき経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与することを期待し、社外取締役として選任するものであります。
田中尚氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
久米龍一氏は、製薬業界における研究開発・生産技術・営業といった豊富な経験と幅広い見識を有する経営者であり、当社の経営を監督していただき経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与することを期待し、社外取締役として選任するものであります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役がその役割を遺憾なく発揮できるよう、各社外取締役と会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、田中尚氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、久米龍一氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる(ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。)損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役平野栄氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
 <p>平野 栄 (1957年5月28日生)</p>	<p>1980年4月 出光興産㈱入社 2007年4月 同社経理部次長 2008年7月 出光ルブリカンツアメリカ社長 2011年6月 出光興産㈱IR・広報室長 2012年4月 同社広報CSR室長 2015年6月 同社常勤監査役 2019年5月 当社常勤監査役（現在に至る） フロイント・ターボ㈱監査役（現在に至る）</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者平野栄氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は平野栄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 平野栄氏は、財務及び会計に関する知見及び経営全般に優れた見識を兼ね備えており、客観的かつ公平な観点からも経営監督能力を十分に発揮できると期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 平野栄氏は、社外監査役としての在任期間は4年となります。
4. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、社外監査役がその役割を遺憾なく発揮できるよう、各社外監査役と会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、平野栄氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる（ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。）損害を当該保険契約により填補することとしております。平野栄氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考：役員体制（第59回定時株主総会終結後の予定）

	候補者 番号	氏名	年齢	役職	在任年数	取締役会及び 監査役会への出席状況	諮問委員会
							指名報酬委員会
取締役	1	ふせ じま いわお 伏 島 巖	53歳	代表取締役社長	15年	11回／11回	指名報酬委員会委員
	2	わか い まさ お 若 井 正 雄	68歳	取締役	3年	11回／11回	
	3	ほん だ とし あき 本 田 稔 昭	48歳	取締役	2年	11回／11回	
	4	もり ぐち とし ふみ 守 口 壽 文	65歳	取締役	—	—	
	5	た なか ひさし 田 中 尚	68歳	社外取締役	2年	10回／11回	指名報酬委員会委員長
	6	く め りゅういち 久 米 龍 一	66歳	社外取締役	—	—	指名報酬委員会委員
監査役	—	ひら の さかえ 平 野 栄	66歳	常勤監査役	4年	11回／11回 13回／13回	
	—	いずもと さよ こ 泉 本 小 夜 子	69歳	社外監査役	6年	11回／11回 13回／13回	指名報酬委員会 オブザーバー
	—	はま だ かず なり 濱 田 和 成	49歳	社外監査役	2年	11回／11回 13回／13回	

ご参考：スキル・マトリックス

候補者	氏名	当社が期待する分野									
		企業経営・ トップ経験	マーケティング・ 営業	財務・ 会計	IT・ セキュリティ	人事・労務・ 人材関係	法務・リスク マネジメント	グローバル経験	製造・開発・ 研究開発	ESG・サステイ ナビリティ	
取締役	1	ふせじま いわお 伏島 巖	●	●					●		
	2	わかい まさお 若井 正雄	●		●		●	●	●		●
	3	ほんだ としあき 本田 稔昭		●					●	●	●
	4	もりぐら としふみ 守口 壽文		●				●		●	●
	5	たなか ひさし 田中 尚	●			●	●	●	●	●	
	6	くめ りゅういち 久米 龍一	●	●						●	
監査役	—	ひらの さかあ 平野 栄	●		●			●	●		●
	—	いずもと さよこ 泉本 小夜子			●	●		●			
	—	はまだ かずなり 濱田 和成						●	●		

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の決議に基づいております。

なお、監査役会がアーク有限責任監査法人を候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人として求められる専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準並びに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりです。

(2023年4月1日現在)

名称	アーク有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目2番3号
沿革	1975年4月1日 近畿第一監査法人を設立及び聖橋監査法人を設立 1982年8月17日 明治監査法人を設立 2004年3月3日 アーク監査法人を設立 2016年1月4日 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、 明治アーク監査法人となる 2016年7月1日 聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併 2019年7月1日 アーク有限責任監査法人に名称変更 2020年7月1日 近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併

概要	資本金	50百万円	
	構成人員	代表社員	8名
		社員	37名
		公認会計士	58名
		公認会計士試験合格者	42名
		米国公認会計士	1名
		米国公認会計士試験合格者	1名
		ITその他専門職員	4名
		監査事務スタッフ	19名
		その他	13名
		合計	183名
被監査会社数	108社		

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2012年5月29日開催の第48回定時株主総会において年額3億円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること又は譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

また、当社は、2021年5月28日開催の第57回定時株主総会において、上記年額3億円の枠内で、対象取締役に業績連動報酬（賞与）を支給し、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬（賞与）の構成割合（以下「報酬割合」といいます。）を、以下のとおりとすることについてご承認をいただいております。

社長、副社長	基本報酬(固定) 60%	業績連動(賞与) 40%
業務執行取締役 (社長、副社長を除く)	基本報酬(固定) 70%	業績連動(賞与) 30%

（業績目標を100%達成した場合の割合であり、実際に支給される業績連動報酬（賞与）は、業績目標の達成度合いに応じて、上記割合に0%～200%乗じた金額の範囲内で変動いたします。）

今般、譲渡制限付株式報酬の導入に伴い、対象取締役の報酬割合を以下のとおり変更することにつき、併せてご承認をお願いいたします。

代表取締役： CEO、副社長	基本報酬(固定) 60%	業績連動賞与 30%	株式報酬 10%
業務執行 取締役	基本報酬(固定) 70%	業績連動賞与 20%	株式報酬 10%

（業績目標を100%達成した場合の割合であり、実際に支給される業績連動報酬（賞与）は、業績目標の達成度合いに応じて、上記割合に0%～200%乗じた金額の範囲内で変動いたします。）

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間7万株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額5,000万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事

業年度の経過後3ヵ月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6ヵ月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限

を解除することができる。

- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬として付与し、または譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものです。

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は事業報告28頁に記載のとおりであります。当社は2023年5月8日開催の取締役会において、本議案の承認可決を前提として、本議案にも即した形でその内容を改定する決議を行っており、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2023年2月28日時点）に占める割合は0.3%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件として、当社の執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

事業報告

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1. フロイントグループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナのもと経済活動の正常化の動きが顕著になってきました。しかしながら、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻をきっかけに世界各地でインフレが進行したことに伴い、国内でも物価上昇が進み、また欧米の金融政策が大きく転換した結果、為替相場における歴史的な円安進行等、依然として経済環境の先行きが不透明な状況が続いております。

世界経済については、新型コロナウイルス感染症による落込みから回復しつつあるものの、米国では物価上昇や金融引締め策の影響などから、先行き景気減速の懸念が高まり、また欧州でもエネルギー価格高騰などによるインフレ加速や政策金利上昇、そして中国経済の減速もあり、引続き不安定な情勢となっております。

当社グループの主要ユーザーであります医薬品業界は、研究開発コストの増大に加え、これまで2年に一度だった薬価改定が毎年実施されるなどの医療費抑制策の強化への対応を迫られております。また、ジェネリック医薬品市場においても、政府が進めてきた普及促進策の効果が一巡し成長の鈍化が予想されている中、一部のメーカーの製造体制不備により、業界全体として品質や安定供給に関する体制整備が求められております。こうした安定供給への対応として、大手ジェネリックメーカーを中心に工場増設等の設備増強が計画されております。

このような環境のもと、当社グループといたしましては、機械部門、化成品部門ともに営業力の一層の強化を図り、またお客様の真のニーズに技術力をもって応える体制を整備し、開発・製造・販売のグローバル展開を積極的に推進しております。

第8次中期経営計画(2021年2月期～2023年2月期)最終年度となる当連結会計年度の業績は、売上高は196億58百万円(前年同期比11.5%増)、営業利益は4億51百万円(同54.0%減)、

経常利益は5億59百万円(同45.9%減)、親会社株主に帰属する当期純損失5億38百万円(前連結会計年度は5億43百万円の利益)となりました。

機械部門においては、国内のジェネリックメーカーの大型設備投資活発化を背景に受注は好調に推移し、期中には過去最高の受注残高を記録し、また売上高は海外子会社での為替の円安要因が加わり増加となりました。化成品部門においても、医薬品添加剤、食品品質保持剤が好調に推移した結果、連結売上高は前年同期比増加となりました。

しかしながら、内外ともサプライチェーンの混乱による部材調達の逼迫、原材料の高騰の影響を大きく受け、利益面は前年同期比減少となりました。更には、特別損失として連結子会社Cos. Mec S. r. lにかかわるのれん及び無形資産等の減損損失を計上したことから、前年同期比大幅な減少となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

[機械部門]

造粒・コーティング装置を主力とする機械部門においては、米国子会社において労働需給の逼迫やサプライチェーンの混乱による部材調達の長期化の影響により出荷が大幅に遅延したほか、急速なインフレによる原材料費の高騰により利益率が大きく低下しました。また、国内においても、原材料や部材の高騰に加え、半導体をはじめとした部材調達及び出荷までのリードタイムが長期化しております。

この結果、売上高は134億48百万円(同13.6%増)、セグメント利益は59百万円(同90.5%減)となりました。

[化成品部門]

医薬品添加剤は、国内向け、海外向けともに好調に推移し、過去最高を記録した前年の売上高を上回る実績となりました。

食品品質保持剤は、お菓子需要の回復やネット通販のパンの販売が好調であったことによる需要増加により、これも過去最高の売上高となった前年を上回る結果となりました。また、稼働率向上が寄与し、利益率改善につながりました。

一方、健康食品は、大口ユーザーからの受託終了の影響により売上高は大幅減少となりました。

この結果、売上高は62億9百万円(同7.1%増)、セグメント利益は9億76百万円(同10.3%増)となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、生産設備並びに研究用設備を中心に、6億47百万円の投資を行いました。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年2月3日付にて、Freund-Chineway Pharmaceutical Technology Center Co., Ltd. に追加出資しております。なお、当社の持分比率に変動はありません。

(3) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 56 期 2020年 2 月期	第 57 期 2021年 2 月期	第 58 期 2022年 2 月期	第 59 期 2023年 2 月期
売 上 高(百万円)	16,772	16,765	17,632	19,658
営 業 利 益(百万円)	558	1,111	981	451
経 常 利 益(百万円)	582	1,308	1,032	559
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当 期純損失(百万円)	381	970	543	△538
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失	22円79銭	57円96銭	32円46銭	△32円15銭
総 資 産(百万円)	18,505	20,575	22,273	22,758
純 資 産(百万円)	13,243	13,858	14,354	14,117

- (注) 1. 第58期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第57期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しの内容を反映させております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社の企業理念である『創造力で未来を拓く®』のもと、経営ビジョンである『フロントグループは、世界中の人々の医療と健康の未来に貢献し、豊かな生活と食の安全・安心を支える技術を生み出し、育成していくことを目指します。』を掲げ、『One Freund 「Number One」(それぞれの分野、事業でNo.1を目指し)、「Only One」(顧客、社会にとってOnly Oneの存在を目指し)、「Be One」(ネットワーキングでひとつになる)』を当社の価値観としてまいりました。

医薬品業界をはじめとする医療健康産業の果たすべき役割は、世界人口の増加や各国における高齢化の進展により着実に高まっています。当社は、こうした社会のニーズに応えるべく、開発・販売のグローバル展開を積極的に推進しており、日本、アメリカに加え2019年にインド、2020年にイタリアでの拠点活動を開始し、さらに今年度(第2四半期開所予定)には中国での活動開始を目指し、グローバル5極体制構築に取り組んでおります。

かかる成長戦略の着実な実行、そしてグローバル展開やグループ連携を加速化させるべく、2023年3月より、以下の通り新組織体制に移行し、各事業の持続的な成長を目指すとともに、引き続き企業価値向上に努めてまいります。

- ① 機能別組織から事業別組織（機械事業本部と化成品事業本部）に再編
- ② 品質保証本部を新設し、事業毎に独立していた品質保証機能並びに機能性添加剤と品質保持剤の品質管理機能を一元化
- ③ 経営企画部、新設の海外統括部を社長直下の組織に再編

なお、当社グループといたしましては、2024年2月期を初年度とする新たな中期経営計画（第9次中期経営計画）を策定し、公表予定にありました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化が続き、これに端を発した原材料やエネルギー価格の高騰、供給面での制約等による不確実性から、今後の経営環境は依然不透明な状況にあるため、2024年2月期は次期中期経営計画に向けた足場固めとして位置付け、単年度計画とし、2025年2月期（当社第61期）を初年度とする第9次中期経営計画を策定していく予定にあります。

2024年2月期につきましては、以下の業績の達成を目指します。

第60期 連結売上高 200億円 連結営業利益 7億円
親会社株主に帰属する当期純利益 4.5億円

一方、当連結会計年度において、既に記載の通り当社連結子会社であるCos. Mec S. r. l. にかかわる減損損失を計上いたしました。同社は、2020年11月に買収・子会社化し、当社のグローバル5極体制の一翼を担う重要な拠点です。この度、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や、原材料価格の高騰および部材調達・納期の長期化等による外部環境の悪化を踏まえ、今後の計画について慎重に見直しを行いました。その結果、当初想定されていた収益計画に遅れが生じる見込みとなったため、当連結会計年度において同社の買収にかかわるのれんおよび無形資産等についての減損損失9億5百万円を特別損失として計上しました。また、この過程において決算発表を延期しました。

同社は今後大きく成長が期待できる新興国への機械販売に強みを有し、業績は回復基調が見込まれる状況下、重要な拠点としての位置付けは不変です。今回、今後の成長に向けた潜在的风险を排除した上でシナジーを追求し、海外市場でのプレゼンス向上を目指してまいります。同時に環境分析や予算管理をさらに充実強化し、グループ経営の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社グループへの格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業セグメント (2023年2月28日現在)

事業	主要製品
機械事業	粉粒体機械装置
	粉粒体機械のプラント工事
	計器・部品
	合成樹脂の微粉碎受託
化成品事業	医薬品添加剤、栄養補助食品
	食品品質保持剤
	製菓・食品・化学等の開発研究、処方検討等の受託

(6) 事業所及び関連施設 (2023年2月28日現在)

① 当社

本社：東京都新宿区
 大阪事業所：大阪府吹田市
 浜松事業所：静岡県浜松市
 技術開発研究所：静岡県浜松市
 工場：静岡県浜松市
 名古屋営業所：愛知県名古屋市

② 子会社

フロイント・ターボ株式会社

本社及び工場：神奈川県横須賀市
 品川事業所：東京都港区
 大阪営業所：大阪府吹田市
 西宮北センター：兵庫県西宮市

FREUND-VECTOR CORPORATION

本社及び工場：米国 アイオワ州マリオン市
 ラボ：イタリア ミラノ県ヴィラサンタ市

Cos. Mec S. r. l.

本社及び工場：イタリア ミラノ県パデルノ・ドゥニャーノ市

(7) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
476名	—

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
261名	5名減	45.4歳	12.3年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
フロイント・ターボ株式会社	42,000千円	100.00%	粉粒体機械装置の開発、設計及び製造販売
FREUND-VECTOR CORPORATION (米国)	20,066千米ドル	100.00%	粉粒体機械装置の開発、設計及び製造販売
Cos.Mec S.r.l. (イタリア)	80千ユーロ	100.00%	医薬品等製造機械装置の製造、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2023年2月28日現在)

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数	60,000,000株
(2) 発行済株式の総数	18,400,000株
(3) 株主数	16,760名

(4) 大株主

株主名 (上位10位)	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 伏島 揺光 社	1,648	9.84
伏島 靖 豊	1,217	7.27
株式会社 三菱 UFJ 銀行	836	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	756	4.52
株式会社 三井住友銀行	744	4.44
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	706	4.22
株式会社 大川原製作所	673	4.02
フロイント従業員持株会	423	2.53
株式会社 静岡銀行	368	2.20
明治安田生命保険相互会社	360	2.15

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を四捨五入しております。
2. 上記のほか自己株式が、1,655千株あります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	ふせ じま いわお 伏 島 巖	FREUND-VECTOR CORPORATION Chairman and CEO フロイント・ターボ(株)代表取締役会長 Cos.Mec S.r.l. Director
常 務 取 締 役	わか い まさ お 若 井 正 雄	経営企画本部長 フロイント・ターボ(株) 取締役 FREUND-VECTOR CORPORATION Director Cos.Mec S.r.l. Director
取 締 役	ほん だ とし あき 本 田 稔 昭	カスタマー事業本部長 フロイント・ターボ(株) 取締役
取 締 役	なか たけ りゅう じ 中 竹 竜 二	(株)チームボックス代表取締役、(株)ジンテック 社外取締役、(一社)日本車いすラグビー連盟 副理事長、(一社)スポーツコーチングJapan 代表理事、(株)やる気スイッチグループホール ディングス社外取締役
取 締 役	た なか ひさし 田 中 尚	EPSホールディングス(株)特別顧問
常 勤 監 査 役	ひら の さかえ 平 野 栄	フロイント・ターボ(株)監査役
監 査 役	いず もと さ よ こ 泉 本 小 夜 子	(株)日立物流 社外取締役、総務省 情報公 開・個人情報保護審査会委員、 日本精工(株) 社外取締役、公認会計士
監 査 役	はま だ かず なり 濱 田 和 成	矢吹法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役中竹竜二、田中尚の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役平野栄、泉本小夜子及び濱田和成の3氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役中竹竜二、田中尚の両氏、常勤監査役平野栄及び社外監査役泉本小夜子、濱田和成の3氏を独立役員として独立役員届出書を提出しております。
 4. 常勤監査役平野栄氏は、長年にわたる経理部門及び監査業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当の知見及び経営全般に優れた見識を有するものであります。
 5. 監査役泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
 6. 監査役濱田和成氏は、弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、保険料は全額当社で負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月24日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。取締役の金銭報酬の額は、2012年5月29日開催の第48回定時株主総会において、年額3億円以内と決議しております。なお、決議当時の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は0名）です。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

② 業績連動賞与の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の評価指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

目標となる評価指標は、企業価値の最大化との相関が高い指標として、(i)事業規模を表す「売上高」、(ii)事業活動の成果を示す「営業利益額」及び(iii)企業活動の最終的な成果である「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。また、評価指標の値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて経営会議又は取締役会での審議を踏まえ見直しを行うものとしております。

また、評価指標のウェイトについては、役位・管掌組織に応じ、全社業績や部門業績に対する責任の度合いを以下のように反映しております。賞与支給率は、目標・実績に対す

る評価係数に各ウェイトを掛け合わせて求められ、0%～200%としております。

業務執行取締役の固定報酬と業績連動賞与の構成割合は、業績目標を100%達成した場合に、社長及び副社長については、結果責任の比重を高め「基本報酬60%、業績連動賞与40%」とし、その他の業務執行取締役は「基本報酬70%、業績連動賞与30%」としております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長伏島巖がその具体的内容について委任を受けるものとしております。また、決定を行うにあたり、決定方針との整合性や適正性及び透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会の答申を得た上で決定しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境及び経営状況等を最も熟知しており、かつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえた総合的な視点から取締役の報酬額を決定するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

代表取締役社長の決定した各取締役の報酬額に関しては、代表取締役社長及び社外取締役の2名、社外監査役（オブザーバー）の1名で構成する指名報酬委員会の答申を尊重して決定しております。従って、取締役会としては、当事業年度に係る報酬等の内容は取締役会で決定された報酬決定の方針に沿うものと判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

監査役の金銭報酬の額は、2012年5月29日開催の第48回定時株主総会において、年額は4,000万円以内と決議しております。なお、決議当時の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は3名）です。

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動賞与	
取 締 役 (うち社外取締役)	86,295 (9,900)	69,110 (9,900)	17,185 (-)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,520 (17,520)	17,520 (17,520)	- (-)	3 (3)
計	103,815 (27,420)	86,630 (27,420)	17,185 (-)	8 (5)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼職状況

- ・取締役中竹竜二氏は、すべての兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・取締役田中尚氏は、すべての兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役泉本小夜子氏は、すべての兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・監査役濱田和成氏は、すべての兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	なか 中 たけ 竹 りゅう 竜 じ二	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席しております。主に豊富な人材育成の経験や知見から、組織や人材に関して高い見識に基づき適宜発言を行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の当該委員会に1回出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
取 締 役	た 田 なか 中 ひさし 尚	当事業年度開催の取締役会に10回出席しております。主に経営者としての豊富な経験や見地からの発言を行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会の委員長を務め、当事業年度開催の当該委員会4回すべてに出席し、委員長として高いリーダーシップをもって議事運営等を行いました。
常 勤 監 査 役	ひら 平 の 野 さかえ 栄	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。主に他社における長年の経理部門及び監査役としての経験からの発言を行っております。
監 査 役	いず 泉 ちと 本 さ 小 よ 夜 こ 子	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会のオブザーバーを務め、当事業年度開催の当該委員会4回すべてに出席し、積極的な意見を述べております。
監 査 役	はま 濱 だ 田 かず 和 なり 成	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42,000千円
②	当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,197千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分不能であるため、上記①の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人との間で、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準のコンサルティング業務を依頼しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は会計監査人としての監査体制、独立性、専門性などを総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社であるFREUND-VECTOR CORPORATIONは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の内部統制についての取締役会決議の状況は次のとおりであります。

- ・当社は、2006年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し決議・制定しております。
- ・当社は、当社及び子会社の内部統制を充実・強化すべく、2021年1月8日開催の取締役会において同基本方針の一部改定を決議しております。改定後の内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループ各社の取締役及び従業員は、「フロイントグループ行動規範」に基づき、法令遵守に止まらず、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動する。
 - ・「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス活動を推進する。
 - ・コンプライアンスに関する当社グループの内部通報窓口を社内外に設置し、問題の早期発見とその解消に努める。通報者には匿名性の確保の他、不利益な取り扱いがないよう厳に徹底するものとする。
 - ・内部監査室は、当社グループの各業務の適法性及び社内規程に基づく業務執行の状況について監査を行い、取締役会に報告する。
 - (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書管理規程」等の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、適切に保存し管理する。
 - ・取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧することができる。
 - (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社グループの必要なリスク管理体制及び管理手法を整備するとともに、リスクを総括に管理する。
 - ・各部門、各子会社においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。
 - ・内部監査室は、当社グループのリスク管理状況について監査を行い、取締役会に報告する。
 - (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・業務執行を効率的に行うために執行役員を置く。
 - ・経営会議を設置し、経営方針や経営計画その他業務執行に関する重要事項を検討する。
 - ・取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に推進するため、必要に応じて各種委員会を設置する。
 - (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告体制
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と経営に影響を及ぼす重要事項について迅速な報告を求める。

- ② 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する体制
- ・「組織及び職務権限規程」に基づき、子会社における経営上の重要事項については当社取締役会で協議するとともに、子会社社長が経営会議に参加することによりグループ経営の充実を図る。
 - ・業務運営面においては、当社の各関係部署が連携し、経営サポートを行う。
- (6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を置くものとする。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の職務を補助する従業員に対する指揮命令権限は、監査役又は監査役会に帰属するものとする。
- ③ 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助する従業員に対する人事考課及び人事異動は、あらかじめ監査役の同意を要するものとする。
- ④ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの取締役及び執行役員は、監査役に対してその職務の執行状況を取締役会等の重要な会議において定期的に報告を行うほか、必要に応じて随時かつ遅滞なく報告を行う。
 - ・監査役が当社グループの業務及び財産を調査する場合は、当社グループの取締役及び従業員は、的確かつ速やかに対応する。
 - ・以下のような緊急事態が発生した場合、当社グループの取締役及び従業員は、可及的速やかに監査役に対し報告する。
 - (イ) 当社或いはグループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - (ロ) 当社或いはグループの業績に大きな悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ・内部通報窓口への通報状況については監査役に報告する。
- ⑤ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- ⑥ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務執行について必要な費用の前払い等を当社に請求したときは、速やかにその支払いを行う。
- (7) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・内部監査室は、各事業年度の内部監査計画の策定に際して、事前に監査役や会計監査

人と情報交換を行うとともに、内部監査結果等については、情報共有を図る。

- ・監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき改善及び文書化を行い、内部監査室がこれらの有効性の評価を行う。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、断固として対決することを基本方針とし、これを当社グループ共通の行動規範に明記して全従業員に周知徹底する。
 - ・コーポレート本部を対応統括部署とし、警察や外部専門機関と常に連携し、組織的に対応する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス管理について

コンプライアンス・リスク管理委員会を適宜開催するとともに、社内研修を行い、法令及び社内規程を遵守するための取り組みを行っております。また、内部通報制度を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底しております。同様に社外の窓口として、当社ホームページに専用通報窓口を設けております。

② リスク管理体制について

今後想定される種々の危機に的確に対応できるように「危機管理規程」を整備し、グループ全体のリスクを管理しております。リスク発生時には対策本部を設置し、機動的・有機的に対処できるように社内体制を整備しております。新型コロナウイルス感染防止における対応として、感染防止ガイドラインを作成し、感染状況に応じて内容を更新し、グループ内で周知運用しております。また、自然災害の備えとして「地震対策マニュアル」を整備しております。

③ 取締役の職務執行について

取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を11回開催し、経営上重要な事項の審議や報告を行いました。

④ グループ内部統制について

主要子会社社長を当社の執行役員に選任するとともに経営会議メンバーにも加え、取締役会にて定期的に業務執行の報告をすることでグループ内部統制の充実強化を図っております。

- ⑤ 監査役の職務執行について
監査役会規程を制定し、取締役会をはじめ重要な会議へ出席し、取締役の職務執行を監査しております。当事業年度において監査役会を13回開催し、経営上重要な事項について監査を実施しました。
なお、当事業年度において、監査役から監査役職務を補助すべき使用人を置く必要がある旨の申し出は受けておりません。
- ⑥ 反社会的勢力の排除について
行政機関との連携を図り、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	【15,870,019】	流 動 負 債	【7,815,246】
現金及び預金	3,917,128	支払手形及び買掛金	1,896,836
受取手形、売掛金及び契約資産	4,915,548	電子記録債務	833,521
電子記録債権	619,666	短期借入金	896,092
商品及び製品	760,326	未払金	305,442
仕掛品	2,717,692	未払費用	435,497
原材料及び貯蔵品	2,108,285	未払法人税等	130,135
前渡金	414,129	契約負債	2,913,026
前払費用	199,546	賞与引当金	220,553
その他	232,922	役員賞与引当金	17,185
貸倒引当金	△15,226	その他	166,953
固 定 資 産	【6,888,855】	固 定 負 債	【826,439】
有 形 固 定 資 産	(4,441,453)	リース債務	408,206
建物及び構築物	2,005,809	役員退職慰労引当金	12,096
機械装置及び運搬具	695,402	資産除去債務	67,263
土地	1,145,522	退職給付に係る負債	267,351
建設仮勘定	204,971	その他	71,522
その他	389,746	負 債 合 計	8,641,685
無 形 固 定 資 産	(967,456)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	32,499	株 主 資 本	【13,451,750】
ソフトウェア仮勘定	560,486	資本金	1,035,600
顧客関連資産	324,848	資本剰余金	1,289,513
その他	49,621	利益剰余金	11,899,999
投 資 そ の 他 の 資 産	(1,479,946)	自己株式	△773,363
投資有価証券	657,433	その他の包括利益累計額	【665,439】
事業保険積立金	269,227	その他有価証券評価差額金	32,992
繰延税金資産	366,398	為替換算調整勘定	612,727
その他	192,286	退職給付に係る調整累計額	19,719
貸倒引当金	△5,400	純 資 産 合 計	14,117,189
資 産 合 計	22,758,875	負 債 及 び 純 資 産 合 計	22,758,875

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,658,519
売上原価	13,665,247
売上総利益	5,993,272
販売費及び一般管理費	5,541,697
営業利益	451,574
営業外収益	
受取利息及び配当金	8,013
技術料収入	19,098
受取賃貸料	1,325
為替差益	109,030
その他	32,332
営業外費用	
支払利息	34,511
持分法による投資損失	15,429
その他	12,415
経常利益	559,018
特別利益	
固定資産売却益	31,063
特別損失	
固定資産売却損	1,124
固定資産除却損	33,051
投資有価証券評価損	28,456
減損損失	933,929
税金等調整前当期純損失	△406,480
法人税、住民税及び事業税	284,763
法人税等調整額	△152,826
当期純損失	△538,417
親会社株主に帰属する当期純損失	△538,417

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	【9,856,677】	流動負債	【4,292,829】
現金及び預金	3,039,164	支払手形	86,763
受取手形	275,660	買掛金	1,293,100
売掛金	3,459,507	電子記録債権	833,521
電子記録債権	619,666	未払金	233,061
商品及び製品	420,472	未払費用	103,731
仕掛品	818,488	未払法人税等	124,890
原材料及び貯蔵品	649,260	契約負債	1,338,251
前渡金	342,338	賞与引当金	186,585
前払費用	96,029	役員賞与引当金	17,185
その他	135,088	その他	75,737
固定資産	【7,306,471】	固定負債	【249,663】
有形固定資産	(2,325,196)	退職給付引当金	178,730
建物	662,245	長期未払金	2,170
構築物	13,941	資産除去債務	67,263
機械装置	402,470	その他	1,500
車両運搬具	1,907	負債合計	4,542,492
工具器具備品	75,250	純資産の部	
土地	968,766	株主資本	【12,586,663】
建設仮勘定	200,614	資本金	1,035,600
無形固定資産	(623,163)	資本剰余金	1,282,890
ソフトウェア	26,432	資本準備金	1,282,890
ソフトウェア仮勘定	550,897	利益剰余金	11,041,536
その他	45,833	利益準備金	162,500
投資その他の資産	(4,358,112)	その他利益剰余金	10,879,036
投資有価証券	651,499	研究開発積立金	330,000
関係会社株式	3,167,758	別途積立金	9,770,000
事業保険積立金	269,227	繰越利益剰余金	779,036
差入保証金	97,288	自己株式	△773,363
繰延税金資産	123,723	評価・換算差額等	【32,992】
その他	54,014	その他有価証券評価差額金	32,992
貸倒引当金	△5,400	純資産合計	12,619,656
資産合計	17,162,148	負債及び純資産合計	17,162,148

損 益 計 算 書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,795,376
売上原価	7,775,359
売上総利益	4,020,016
販売費及び一般管理費	3,202,563
営業利益	817,452
営業外収益	
受取利息及び配当金	24,526
受取技術料収入	56,684
受取賃貸料	1,325
為替差益	86,567
雑収入	17,381
営業外費用	
支払利息	18
支払補償費	5,898
雑損	5,789
経常利益	186,484
特別利益	
固定資産売却益	28,327
特別損失	
固定資産売却損	1,124
固定資産除却損	33,051
投資有価証券評価損	3,313
関係会社株式評価損	1,009,329
減損	1,009
税引前当期純損失	1,047,829
法人税、住民税及び事業税	272,441
法人税等調整額	15,872
当期純損失	△27,272
	288,314
	△315,587

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

フロイント産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フロイント産業株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロイント産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

フロイント産業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福井 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宇田川 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フロイント産業株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月8日

フロイント産業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 平 野 栄 (印)

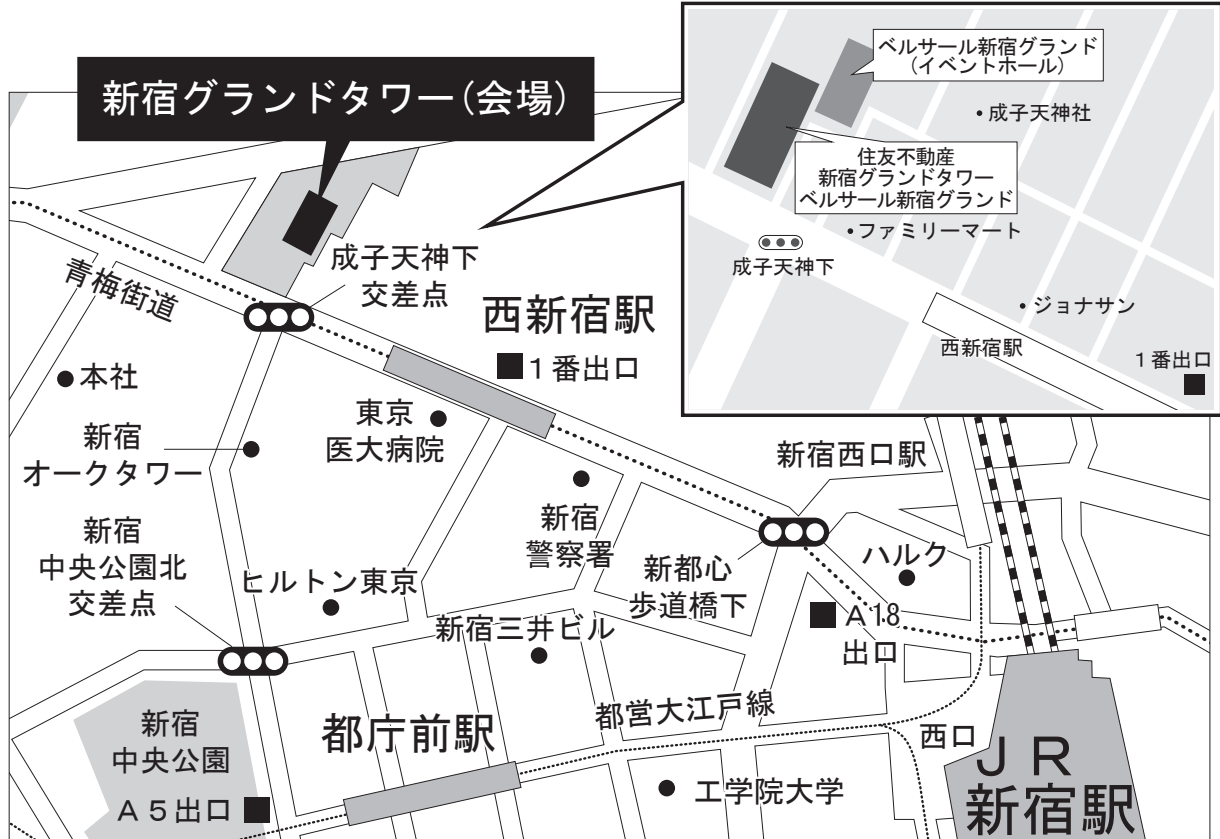
社外監査役 泉 本 小夜子 (印)

社外監査役 濱 田 和 成 (印)

以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
電話:03-3362-4792



最寄駅 ■東京メトロ丸ノ内線 → 西新宿駅 1番出口 徒歩4分

■都営大江戸線 → 都庁前駅 A5出口 徒歩8分

■JR線、東京メトロ丸ノ内線、京王線、小田急線、都営新宿線、都営大江戸線
→ 新宿駅 西口 徒歩14分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。